

事務連絡
令和5年6月29日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「ドクターカー運行マニュアル（第1版）」の有効活用及び周知等について

救急医療の現場では、救命率の向上を図るため、患者への治療を早期に開始することが重要であることから、地域によっては、治療開始までの時間短縮を図る取組として、ドクターカーが活用されているところであり、厚生労働省では都道府県が策定する「医療計画」の作成指針（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発 0331 第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）においてドクターヘリと共にドクターカーを患者搬送手段の一つとして位置づけております。

ドクターカーの定義や出動基準等の運用方法について、地域や医療機関によって様々な形態で行われていることから、厚生労働省では令和4年度より実施する「ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業」にて委託をした日本航空医療学会が組織した委員会（全国ドクターカー協議会活動基準作成委員会）により、ドクターカーを運用する医療機関に対して行った調査・分析を踏まえ、医療機関の役割や地域の特性等に応じて効率的・効果的なドクターカーの運用を行えるよう運行パターン等を示した「ドクターカー運行マニュアル（第1版）」（以下「本マニュアル」という）を作成いたしました。

本マニュアルは、厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001109648.pdf> から閲覧可能です。

貴部（局）におかれては、本マニュアルについて、御了知の上、下記の事項に留意して、管内の関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1 本マニュアルの有効活用について

本マニュアルは、医療機関緊急車両を有している施設において活用していただくことを想定して作成されたものであるため、各箇所における独自のマニュアル等を作成する際には、必要に応じて参考にされたい。

2 留意事項

本マニュアルで用いられている文章や図を自施設のマニュアル等に引用する場合には、「ドクターカー運行マニュアル（第1版）より引用」と明記すること。

以上